

許可番号 第04500000192号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社 代表取締役 松田 芳明
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日 令和元年10月1日

許可の有効年月日 令和8年9月30日

複写禁止

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え・保管の有無 なし

産業廃棄物の種類

汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

以上9種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

(裏面)

複写禁止

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成4年10月1日 シレイ245-467-12 平成9年10月1日 第4500000192号 平成9年12月12日 第4500000192号 平成13年11月7日 第4500000192号 平成14年10月1日 第4500000192号 平成19年10月1日 第4500000192号 平成24年10月1日 第04500000192号 平成26年11月12日 第04500000192号 平成31年1月30日 令和元年10月1日 第04500000192号 令和3年4月14日	新規許可 更新許可 変更許可：品目の追加 変更許可：品目の追加 更新許可 更新許可 更新許可(優良基準適合認定) 変更許可：取扱品目「紙くず、木くず」の追加 変更届：事業所の変更 更新許可：政令改正に伴う水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の追加 変更届：事務所及び事業場の変更 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

- [事務所] 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 電話番号：03-3345-0811
岐阜県関市のぞみヶ丘10番
- [事業場] 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭6-1-7 電話番号：092-631-1155
埼玉県狭山市大字広瀬字西野746番2, 746番13
岐阜県関市のぞみヶ丘17番

2 特記事項

- ① 県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」(平成4年10月26日定め)を遵守すること。
- ② 運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム(<http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp/>)で情報提供を行っている。

許可番号 第04550000192号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社 代表取締役 松田 芳明
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日 令和2年7月1日

許可の有効年月日 令和9年6月30日

複写禁止

- 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
 積替え・保管の有無 なし
 特別管理産業廃棄物の種類
 廃油： 揮発油類、灯油類、軽油類又は廃溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。）
 廃酸： 水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。
 廃アルカリ： 水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。
 汚泥： 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。
 以上4種類 以下余白
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 なし
- 許可の条件
 なし
- 許可の更新又は変更の状況
 裏面のとおり
- 積替え許可の有無
 有 ・ (無)
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
 有 ・ (無)

(裏面)

複写禁止

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成5年7月1日	新規許可
第4550000192号	
平成10年3月6日	変更許可
第4550000192号	
平成10年7月1日	更新許可
第4550000192号	
平成13年11月7日	変更許可
第4550000192号	
平成15年7月1日	更新許可
第4550000192号	
平成20年7月1日	更新許可
第04550000192号	
平成25年7月1日	更新許可(優良基準適合認定)
第04550000192号	
平成31年1月30日	変更届：事業所の変更
令和2年7月1日	更新許可(優良基準適合認定)
第04550000192号	
令和3年4月14日	変更届：事務所及び事業場の変更 以下余白

(別記)

- 1 事務所及び事業所の所在地
[事務所] 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 電話番号：03-3993-7532
岐阜県関市のぞみヶ丘10番
[事業場] 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭6-1-7 電話番号：092-631-1531
埼玉県狭山市大字広瀬字西野746番2, 746番13
岐阜県関市のぞみヶ丘17番
- 2 特記事項
 - ① 県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」(平成4年10月26日定め)を遵守すること。
 - ② 運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム(<http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp/>)で情報提供を行っている。